第十七条第一項	船舶所有者等若しくは救助者又は被用者等	保険者等
第二十八条第一項第四号	船舶、救助船舶又は救助者	タンカー又は一般船舶
第四十八条第一項	責任制限手続が	船舶油濁等損害賠償保障法第二条第十三号に規定する船舶油濁等損害（以下「船舶油濁等損害」という。）に係る責任制限手続が
第四十八条第二項	責任制限手続開始の時又は責任制限手続拡張の時	船舶油濁等損害に係る責任制限手続開始の時又は船舶油濁等損害に係る責任制限手続拡張の時
	船舶油濁等損害賠償保障法	この法律
	同法第二条第十三号に規定する船舶油濁等損害	船舶油濁等損害賠償保障法第二条第十七号に規定する難破物除去損害
第五十七条	並びに制限債権であるときは、その内容及び人の損害に関する債権との別	及び制限債権であるときは、その内容
第六十条	内容並びに人の損害に関する債権との別	内容
第六十一条第二項	内容及び人の損害に関する債権との別	内容
第七十条第二項	事項を人の損害に関する債権と物の損害に関する債権との別に従つて	事項を

（保障契約証明書に関する規定の準用）

第五十二条　第十七条から第十九条までの規定は、第一種特定船舶又は第二種特定船舶に係る保障契約について準用する。この場合において、第十七条第一項中「タンカー（責任条約の締約国である外国の国籍を有するタンカーを除く。）」とあるのは「第四十九条第一項第一号に規定する第一種特定船舶（難破物除去条約の締約国である外国の国籍を有するものを除く。）又は同項第二号に規定する第二種特定船舶」と、「保障契約を」とあるのは「同項に規定する保障契約（以下単に「保障契約」という。）を」と、第十九条中「第十四条」とあるのは「第五十条」と読み替えるものとする。

（保障契約証明書の備置き）

第五十三条　次の各号に掲げる船舶は、前条において準用する第十七条第一項に規定する書面（以下この条において「保障契約証明書」という。）が備え置かれているものでなければ、当該各号に定める航海に従事させてはならない。

一　日本国籍を有する第一種特定船舶　全ての航海

二　日本国籍を有する第二種特定船舶　国際航海

2　次の各号に掲げる船舶は、当該各号に定める書面が備え置かれているものでなければ、本邦内の港に入港をし、本邦内の港から出港をし、又は本邦内の係留施設を使用してはならない。

一　前項第一号に掲げる第一種特定船舶以外の第一種特定船舶　保障契約証明書、難破物除去条約の締約国である外国が交付した当該第一種特定船舶について保障契約が締結されていることを証する難破物除去条約の附属書の様式による書面又は外国が交付した難破物除去条約第十二条第十四項に規定する証明書の記載事項を記載した書面

二　前項第二号に掲げる第二種特定船舶以外の第二種特定船舶　保障契約証明書

3　第一項（第二号に係る部分に限る。）及び前項（第二号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、当該保障契約が第二種特定船舶の船舶所有者等の損害を塡補し、又は賠償の義務の履行を担保するために必要な資力及び信用を有する保険者等として国土交通大臣の指定するものと締結したものであるときは、当該保障契約の契約書の写しその他国土交通省令で定める保障契約の締結を証する書面をもつて保障契約証明書に代えることができる。

（適用除外）

第五十四条　次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める船舶については、適用しない。

一　この章（前条第二項（第一号に係る部分に限る。）を除く。）の規定　外国が所有する第一種特定船舶であつて、これについて保障契約が締結されていないもの

二　この章の規定　外国が所有する第二種特定船舶

第三十九条の八中「この章の規定は、外国が所有する一般船舶」を「次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める船舶」に改め、同条に次の各号を加える。

一　この章（前条第二項（第一号に係る部分に限る。）を除く。）の規定　外国が所有する第一種特定船舶であつて、これについて保障契約が締結されていないもの

二　この章の規定　外国が所有する第二種特定船舶

第七章中第三十九条の八を第四十六条とする。

第三十九条の七の見出し中「に相当する書面」を削り、同条第一項中「日本国籍を有する一般船舶」を「次の各号に掲げる船舶」に、「第十七条第四項の保障契約証明書に相当する書面」を「第十七条第一項に規定する書面（以下この条において「保障契約証明書」という。）」に、「国際航海」を「当該各号に定める航海」に改め、同項に次の各号を加える。

一　日本国籍を有する第一種特定船舶　全ての航海

二　日本国籍を有する第二種特定船舶　国際航海

第三十九条の七第二項中「前項に規定する一般船舶以外の一般船舶は、前条において準用する第十七条第四項の保障契約証明書に相当する」を「次の各号に掲げる船舶は、当該各号に定める」に改め、同項に次の各号を加える。

一　前項第一号に掲げる第一種特定船舶以外の第一種特定船舶　保障契約証明書、燃料油条約の締約国である外国が交付した当該第一種特定船舶について保障契約が締結されていることを証する燃料油条約の附属書の様式による書面又は外国が交付した燃料油条約第七条第十四項に規定する証明書の記載事項を記載した書面

二　前項第二号に掲げる第二種特定船舶以外の第二種特定船舶　保障契約証明書

第三十九条の七第三項中「前二項の」を「第一項（第二号に係る部分に限る。）及び前項（第二号に係る部分に限る。）の」に、「一般船舶所有者等」を「第二種特定船舶の船舶所有者等」に、「てん補し」は「塡補し」に改め、「及び費用の支払」、「前二項に規定する」及び「に相当する書面」を削り、同条を第四十五条とする。

第三十九条の六の見出しを「（保障契約証明書に関する規定の準用）」に改め、同条中「一般船舶に」を「第一種特定船舶又は第二種特定船舶に」に、「一般船舶」と、第十八条第一項中「次条」とあるのは「第三十九条の六において準用する次条」を「第四十一条第一項第一号に規定する第一種特定船舶（燃料油条約の締約国である外国の国籍を有するものを除く。）又は同項第二号に規定する第二種特定船舶」と、「保障契約を」とあるのは「同項に規定する保障契約（以下単に「保障契約」という。）を」に、「前条」を「第四十二条」に改め、同条を第四十四条とする。

第三十九条の五第一項中「次に掲げる損害のいずれをもてん補する」を「次の各号に掲げる船舶の区分に応じ、当該各号に定める場合において、その賠償の義務の履行により第一種特定船舶所有者等（第一号に掲げる船舶にあつては船舶所有者をいい、第二号に掲げる船舶にあつては船舶所有者等をいう。次項及び第三項において同じ。）に生ずる損害を塡補する」に改め、「及び費用の支払」を削り、同項各号を次のように改める。

一　第一種特定船舶　当該第一種特定船舶の船舶所有者が当該第一種特定船舶に積載されていた燃料油等による一般船舶等油濁損害の賠償の責任を負う場合

二　第二種特定船舶　当該第二種特定船舶の船舶所有者等が当該第二種特定船舶に積載されていた燃料油等による一般船舶等油濁損害（第二条第十六号ロに掲げるものを除く。）の賠償の責任を負う場合